平成２６年（フ）第５４４号
熊本市西区花園３丁目４番35号　アップルハウス103号
債務者　馬場　秋徳
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２２２号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番109―604号　大幸東団地
債務者　髙橋　草舟
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５７４号
名古屋市中区富士見町17番17号　Ｗｉｌｌ　Ｄｏ東別院806号、従前の住所名古屋市中区大須２丁目11番34号　ウエステリア西大須603号
債務者　杉本　夢乃
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６８２号
名古屋市中川区高畑１丁目91番地　ヘーベルエスパスⅡ107号
債務者　神谷　功子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７３１号
愛知県瀬戸市見付町７番地の８　エスコシティ新瀬戸305
債務者　大矢　光廣
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７６号
熊本県菊池郡大津町大字引水891番地１　グリーングラスⅠ103号
債務者　兒玉栄太郎
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７９号
川崎市麻生区岡上1462番地61　メゾンド・ソフィア202、前住所横浜市都筑区桜並木７―９　ラポール桜並木Ｃ―102
債務者　平野　　功
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９６号
川崎市宮前区平２丁目５番15号　サンハイツＹ101
債務者　石川　達也
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９７号
川崎市宮前区平２丁目５番15号　サンハイツＹ101
債務者　石川亜希子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９８号
川崎市宮前区平２丁目５番15号　サンハイツＹ101
債務者　栗原さか江
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４１９号
川崎市宮前区有馬１丁目１番１号　鷺沼トライアングル201
債務者　山内真紀子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４６９号
岡山市東区西大寺新地357番地１トッティ201
債務者　兼崎　美恵
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４号
熊本県八代市迎町２丁目４号４番地
債務者　萩本　光男
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午後３時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第３７号
熊本県天草市南町４―４、住民票上の住所熊本県天草市南町1169番地
債務者　久保　里香（旧姓葛原）
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第１５５号
北海道釧路郡釧路町新開４丁目94番地　ＳＯＭ３Ｓ01号室
債務者　明松　一幸
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午前９時30分
釧路地方裁判所